

# 和解あっせん・仲裁について（ご説明）

京都弁護士会 紛争解決センター

この書面は、あなたが和解あっせん手続または仲裁手続に臨まれるにあたって、予めご理解いただきたいことをご説明したものです。内容をよくご覧いただき、十分ご理解の上、手続をご利用下さい。

## 用語の解説

### 1. 「紛争当事者」

民事紛争を抱えて、当会の和解あっせん手続または仲裁手続を利用しようとする者。申立をする側を「申立人」、申立をされる側を「相手方」といいます。

### 2. 「センター」

和解あっせん・仲裁手続を運営する機関。正式名称「京都弁護士会紛争解決センター」といいます。

### 3. 「和解あっせん」

紛争当事者間において、和解あっせん人に仲介に入ってもらい、紛争当事者の互譲によって紛争を解決する方法。

### 4. 「仲裁」

紛争当事者間において、予め仲裁人に判断を委ねるという合意をしていただき、その上で仲裁人に判断をしてもらって紛争を解決する方法。

## 手続を利用したことによる効力

### 1. 和解あっせん手続を利用することで、次のような効力が認められます。

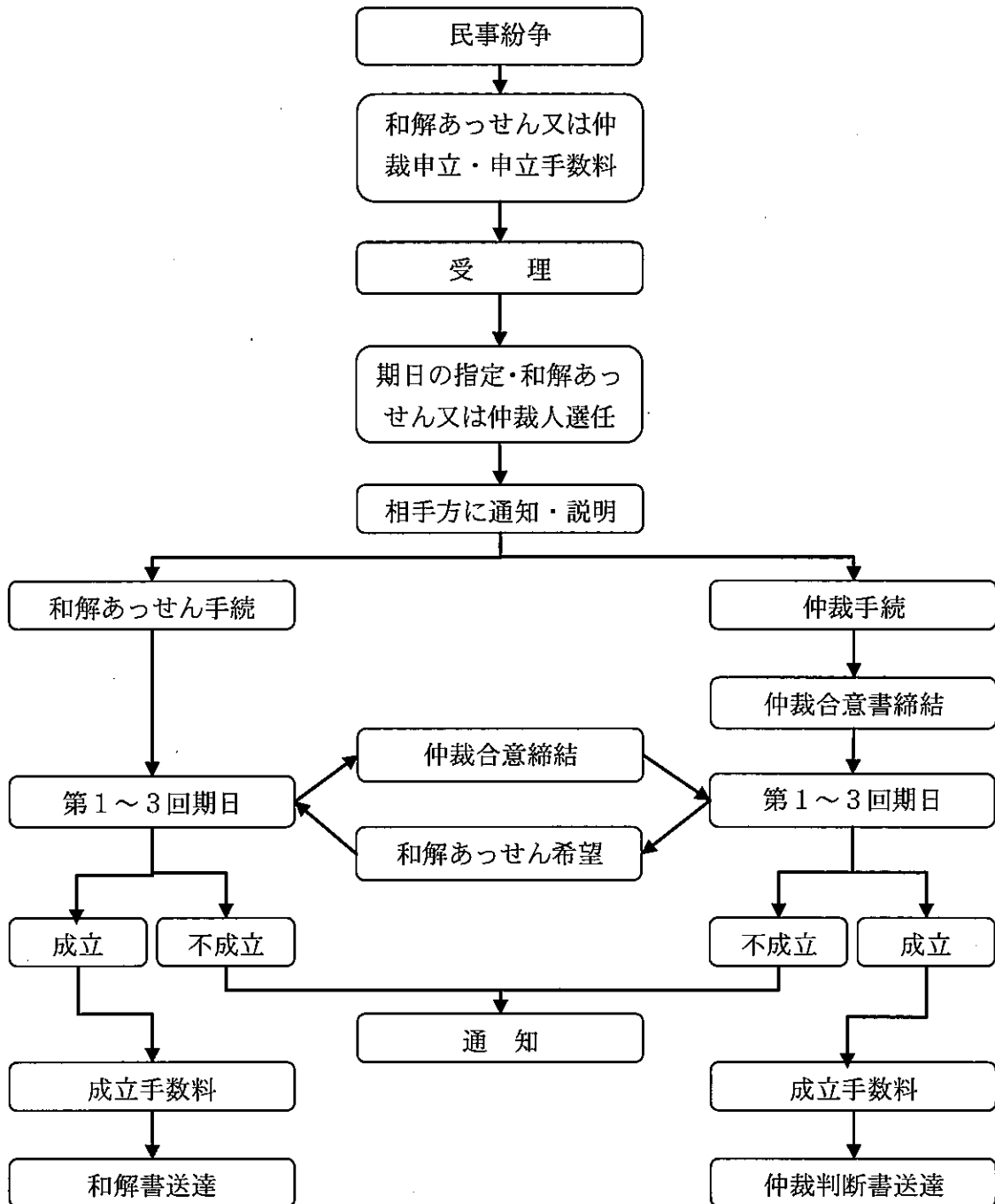
- (1) 調停前置主義をとる訴えについては、この和解あっせん手続が調停の代わりになります。離婚訴訟などがその例です。
- (2) 和解あっせん手続が不成立になっても、その後1月以内に訴えを提起すれば、和解あっせん手続による請求時に訴え提起がされたものとみなされ、消滅時効中断の効力が生じます。
- (3) 和解あっせん手続を利用している間は、一定の期間訴訟が中止されることがあります。

### 2. 仲裁手続を利用することで、次のような効力が認められます。

- (1) 仲裁合意をした場合は、その後に訴訟を提起してもその訴え提起は却下される場合があります。
- (2) 成立した仲裁判断に基づいて、執行力が認められる場合があります。

## 手続の流れ

手続の流れは、おおよそ下のチャートのとおりです。



## 費用

1. 和解あっせん・仲裁を利用していただくためには、申立手数料、成立手数料、その他の費用が必要になります。
2. 申立手数料は、10,500円（消費税込）です。申立手数料は、申立人が和解あっせん・仲裁手続を申し立てる時にお支払いいただきます。
3. 申立手数料は、原則として返還いたしません。
4. 成立手数料は、和解あっせん・仲裁が成立した場合にお支払いいただきます。手数料額は下の表のとおりです（消費税込）。下の表で示された金額を紛争当事者で原則として半額ずつご負担いただきます。

成立手数料額（その他費用を含む）とその負担割合は、和解契約書・仲裁判断書に記載します。

|                         |        |
|-------------------------|--------|
| 紛争の価格 100 万円以下の部分       | 8.4%   |
| 100 万円を超え 300 万円以下の部分   | 5.25%  |
| 300 万円を超え 3,000 万円以下の部分 | 1.05%  |
| 3,000 万円を超える部分          | 0.525% |

5. 成立手数料は、解決の難易などを勘案して、30%の範囲で増減することがあります。
6. 紛争の価格は、和解契約書または仲裁判断書に示された利益の額とします。ただし、金額の算定が困難な場合は、センターで決定します。
7. 和解あっせん・仲裁にあたって鑑定を利用した場合や出張が必要な場合は、その都度費用が必要になります。これらの費用は、予め、誰がいくら負担する必要があるのか見積もった上でお知らせします。

## 和解あっせん・仲裁人の選任

1. 和解あっせん・仲裁人は、センターが京都弁護士会所属の弁護士の中から選任します。

もともと、第1回の期日までに限り、紛争当事者の合意によって、あっせん人・仲裁人を変更していただくこともできます（あっせん人・仲裁人候補者名簿に登録された者に限ります。）。

2. 和解あっせん・仲裁人は、弁護士1名です。ただし、紛争の性質などを考慮して3名まで増員することがあります。また、和解あっせん・仲裁人とは別に、専門知識を持つ専門委員を選任することがあります。

増員する和解あっせん・仲裁人または専門委員は、弁護士以外の専門家を選任することがあります。

## 秘密の管理

1. 和解あっせん・仲裁手続は非公開です。また、和解あっせん・仲裁手続に提出された書面や情報も非公開とします。

ただし、書面や情報を、紛争当事者を特定する事項を抹消した上でセンターの事業発展に関する研究資料として使用する場合がありますので、予めご了解下さい。

## 途中で終了する場合

1. 和解あっせん・仲裁人は、紛争の性質、紛争当事者の互譲の有無など一切の状況を考慮して、成立を見込めないと判断したときは、和解あっせん・仲裁手続を不成立とさせます。
2. 申立人は、手続の途中で、和解あっせん・仲裁手続を取り下げることができます。取り下げをされる場合は、その旨記載した書面を提出して下さい。  
また、相手方は、和解あっせん・仲裁人に対して、手続を続行する意思がないことを伝えて頂ければ、和解あっせん・仲裁人は、手続を終了させます。
3. 和解あっせん・仲裁手続が不成立となった場合は、その理由の要旨を記載した書面を作成して、紛争当事者に送達します。

## 成立した場合の書面作成

1. 和解が成立した場合は、和解あっせん人が和解契約書を2通作成して、紛争当事者が署名捺印をします。また、和解あっせん人が証人として署名捺印します。
2. 仲裁判断をした場合は、仲裁人は、仲裁判断書を作成します。
3. 和解契約書・仲裁判断書は、成立手数料をお支払いいただいた後に書留郵便または直接交付などの方法でお渡しします。

## ご注意下さい

1. 和解あっせん手続によって消滅時効が中断する時点は、和解あっせん手続の「申立時」ではなく、相手方への「請求時」です。つまり、申立人が請求しようとする請求権を記載した書面が相手方への送達された時点で初めて、消滅時効が中断します。また、申立人が申立をした日から、センターがその書面を相手方に送達するには、通常7営業日ほど必要です。  
したがって、申立間際において消滅時効が切迫している場合は、予め、センターが送達するまでの日数などをご考慮の上、ご自身で適切な対応をして下さい。
2. 調停前置制度（訴訟を提起する前に、裁判所の調停を経なければならない制度。離婚訴訟、家賃増減額請求訴訟など。）をとる裁判所の訴訟に先だって、センターの和解あっせん手続が不成立になった場合、原則として改めて裁判所の調停手続を経る必要がなくなります。  
和解あっせん手続が不成立になった事実は、当会において「和解あっせん手続不成立等証明書」を発行して証明しますので、センター事務局にまでお問い合わせ下さい。なお、「和解あっせん手続不成立等証明書」を受訴裁判所に提出したとしても、その裁判所の裁量で、再度調停に付されることがありますので、ご留意下さい。

以上